

令和8年度福祉タクシー利用 助成券の申請を受け付けます

問申 福祉課 障がい福祉係
☎ 92・7964 ☎ 92・7184

町では、在宅の心身障がい者（児）の日常生活圏の拡大や、社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成しています。福祉タクシー利用助成券の交付を希望する方は、該当する手帳を持参の上、申請してください。

▽対象者

基山町に住所を有し、次の①～③のいずれかをお持ちの在宅の心身障がい者（児）

①身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方

②療育手帳のAまたはBをお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方

※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方や、入院中・施設入所中の方は対象外です。

▽交付枚数

（申請日の属する月から令和9年3月までの月数）×3枚※透析治療を受けている方は、（申請日の属する月から令和9年3月までの月数）×6枚

▽受付開始日 3月25日（水）～

令和8年度あん摩・はり・きゅう 等施術券の交付について

問申 プラチナ社会政策課 高齢福祉係
☎ 85・7056

町では高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方の「あん摩・はり・きゅう等の施術料」について助成を行っています。施術券の発行を希望される方は、申請の手続きを行ってください。

▽対象者

基山町に住所を有する65歳以上の方（65歳にならる月から申請可能）

※対象者への個人通知は行っていません。

▽施術券の内容

交付枚数…申請日の属する月から令和9年3月までの月数×2枚

※早めの申請がおすすめです。例…3・4月↓24枚、

5月↓22枚・・・（3月に申請した場合は4月に申請した場合と同様）

助成費…施術1回につき1,000円以内

（ただし、町指定の施術師にて施術を受けた場合に限り）

▽利用上の注意

ひと月に利用できる施術券が4枚までとなっておりますのでご注意ください。

▽申請受付開始日

3月23日（月）から

※未使用の旧施術券をお持ちの方は返還してください。

交通体系の見直し（案）に対するパブリック コメントを実施します

問提 定住促進課 地域公共交通係 ☎ 92・7920 ☎ 92・2084
teju-1@town.kiyama.lg.jp

町では、今後の人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、将来の安心安全な暮らしを支えるための交通手段の維持・確保が重要な課題となっています。このような課題を踏まえ、今後も持続可能な地域公共交通を維持改善していくため、令和8年10月に交通体系の見直しを予定しています。見直しにあたっては、皆さまの声を反映させ、地域公共交通をより充実したものにすするため、交通体系の見直し（案）を公開し、皆さまからのご意見を募集します。

▽公表場所

情報公開コーナー（役場3階）及び基山町ホームページ

▽公表期間

3月10日（火）～4月8日（水）

右記期間の開庁日（土曜日、日曜日、祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分まで

▽意見募集期間

3月26日（木）～4月8日（水）

※郵送の場合は、4月8日（水）消印有効

▽意見を提出できる方

・町内に住所を有する個人

・町内の事業所に勤務する個人

・町内の学校に在学する個人

・町内で活動する事業者及び団体

▽提出方法

様式は、情報公開コーナーに備え付けているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

郵送、FAX、メールまたは持参での提出をお願いします。

※口頭での意見は受け付けていません。

▽注意事項

・いただいたご意見について、個別の回答や返却はいたしません。

・提出いただいたご意見の概要と、それに対する町の考え方を、基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表させていただく場合には、個人情報に十分配慮します。

・交通体系の見直しと直接関連のないご意見への回答は行いません。